

介護職員初任者研修・生活援助従事者費用助成

～研修の受講費用を助成します～

【助成対象となる研修】

- ① 介護職員初任者研修課程 ②生活援助従事者研修課程

町内在住の方も町外
在住の方でも申請で
きます。



【助成要件】

次の①から④の要件を全て満たすもの

- ①令和6年4月1日以降に実施された上記研修を受講し、受講料等を自己負担したもの
- ②町内の介護事業所等に介護員養成研修を修了する以前から勤務し、又は修了した日から起算して6か月以内に就職していること
- ③申請の日において、3か月間以上継続して介護職員（非常勤の者を含む）として勤務していること
- ④町税等を滞納していないこと

【助成金額】

研修に要した対象経費（受講料及びテキスト代）を自己負担した額の1/2の額（※）

- ① 介護職員初任者研修課程 50,000円（上限）
- ② 生活援助従事者研修課程 25,000円（上限）

※助成金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

【申請受付・提出書類等】

◆申請受付 研修修了時点から翌年度末まで（随時受付）

◆提出書類 次の①～④の書類を提出してください。

- ①介護員養成研修受講費用助成金支給申請書（様式第1号）
- ②受講料等の領収書（申請者の氏名及び支払金額が明記されたもの）
- ③介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程を修了した旨の証明書の写し
- ④勤務証明書（様式第2号）

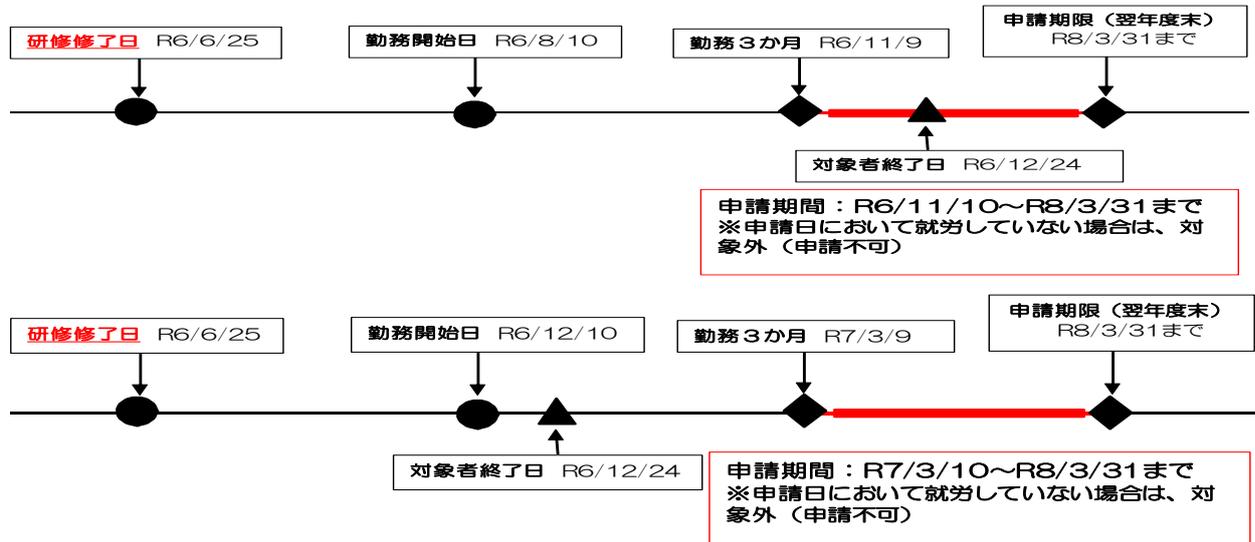


問い合わせ先（申請先）
高根沢町 健康福祉課 高齢者・介護係
〒39-1292 高根沢町大字石末 2053 番地
☎028-675-8105（直通）

申請のタイミング

- ①研修を修了する
- ②町内の介護事業所に介護職員として6か月以内に就職し、3か月間以上継続して勤務している。（研修修了日前の勤務期間は含めない）
- ③申請時において勤務している。※①～③を満たしたら申請となります。

例1) 研修修了後に勤務した場合



例2) 研修修了前から勤務している場合



例3) その他

